



長野県報

12月4日(木)

平成15年

(2003年)

第1514号

目次

規則

盲学校・ろう学校・養護学校管理規則の一部を改正する規則（自律教育課）…………… 1

告示

非常勤消防団員退職報償規程（昭和49年長野県告示第524号）の一部改正（危機管理・消防防災課）…………… 2

地方税法に基づく特約業者の指定の取消し（税務課）…………… 2

長野県林業改善資金貸付規程（昭和51年長野県告示第435号）の全部改正（林業振興課）…………… 2

保安林予定森林（森林保全課）…………… 5

道路の区域変更（3件）（道路維持課）…………… 6

道路の供用開始（道路維持課）…………… 7

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部改正（選挙管理委員会）…………… 7

公告

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（4件）（生活文化課NPO活動推進室）…………… 7

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧（2件）（産業振興課）…………… 8

都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）…………… 9

一般競争入札（環境自然保護課）……………10

長野県教育委員会表彰（教育振興課）……………10

特定調達契約に係る落札者の決定（4件）（教学指導課）……………11

正誤

正誤（森林保全課）……………12



盲学校・ろう学校・養護学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年12月4日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第11号

盲学校・ろう学校・養護学校管理規則の一部を改正する規則

盲学校・ろう学校・養護学校管理規則（昭和39年長野県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び中学部を置き別表第2に定める学校に幼稚部又は」を「、中学部及び」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、盲学校及びろう学校に幼稚部を置く。

別表第2を次のように改める。

（別表第2） 削除

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

自律教育課